

マンション・アパートなどの
貯水槽式共同住宅における水道料金について

「各戸検針・料金徴収」の ご案内

～水道局が各戸ごとに検針・料金徴収を行います～

令和6（2024）年8月

福岡市水道局

目 次

1	はじめに	1
2	各戸検針・料金徴収のメリット	1
3	各戸検針・料金徴収できる共同住宅とは	2
4	各戸検針方式にするために～各戸検針取扱開始までの流れ	3
	(1) 共同住宅を新設する場合	
	(2) 一括検針方式から各戸検針方式へ切り替える場合	
5	各戸検針料金徴収に関する Q & A	5
	(1) 各戸検針料金徴収の申請について	
	(2) 各戸検針できる共同住宅について	
	(3) 一括検針方式から各戸検針方式へ切り替える場合について	
	(4) 各戸メーターについて	
	(5) 貯水槽の維持管理について	
6	貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準	9
7	共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準	13
8	福岡市水道給水条例・施行規程（抜粋）	21
9	様式集	22
10	お問い合わせ先	34

1 はじめに

各戸検針・料金徴収とは、貯水槽を経由して水道をご利用されている共同住宅について、水道局が各戸ごとに水道メーターの検針を行い、各入居者様から水道料金の徴収を行う制度です。

この冊子は、各戸検針方式をご利用いただくための方法や基準についてまとめたものです。

2 各戸検針・料金徴収のメリット

(1) 各戸検針・料金徴収を水道局が行います。

- 戸建て住宅と同様に各入居者様が使用した水量に応じた料金を直接水道局へお支払いいただくので、水道料金についてのわかりにくさがありません。
- 水道局が各戸ごとに水道メーターを検針し、各入居者様から料金の徴収を行いますので、管理会社様などが検針や請求に手間をかける必要がありません。
- 各入居者様から直接水道局へ入退居のご連絡をいただき、退居時の料金清算もすべて水道局で行います。

(2) 各戸に水道局のメーターを設置します。

- 共同住宅を新設される場合、各戸検針をご希望されれば、各戸に水道局のメーターを設置します。一括検針を選ばれると各戸にメーターは設置しません。
- 水道メーターは、計量法により8年ごとに取り替えなければなりません。水道局のメーターであれば水道局で取り替えますので設備所有者様の費用は一切かかりません。またメーターの故障等にも責任をもって対応いたします。
- 一括検針から各戸検針へ切り替える場合には、各戸メーター(市と同規格のもの)を水道局に寄附していただき、取替えなどメーターの維持管理は水道局で行いますので、その後は設備所有者様の費用は一切かかりません。

3 各戸検針・料金徴収できる共同住宅とは

下記の要件に適合すれば、各戸検針・料金徴収がご利用できます。

(1) 各戸や共用栓等に市の子メーターが設置できること。

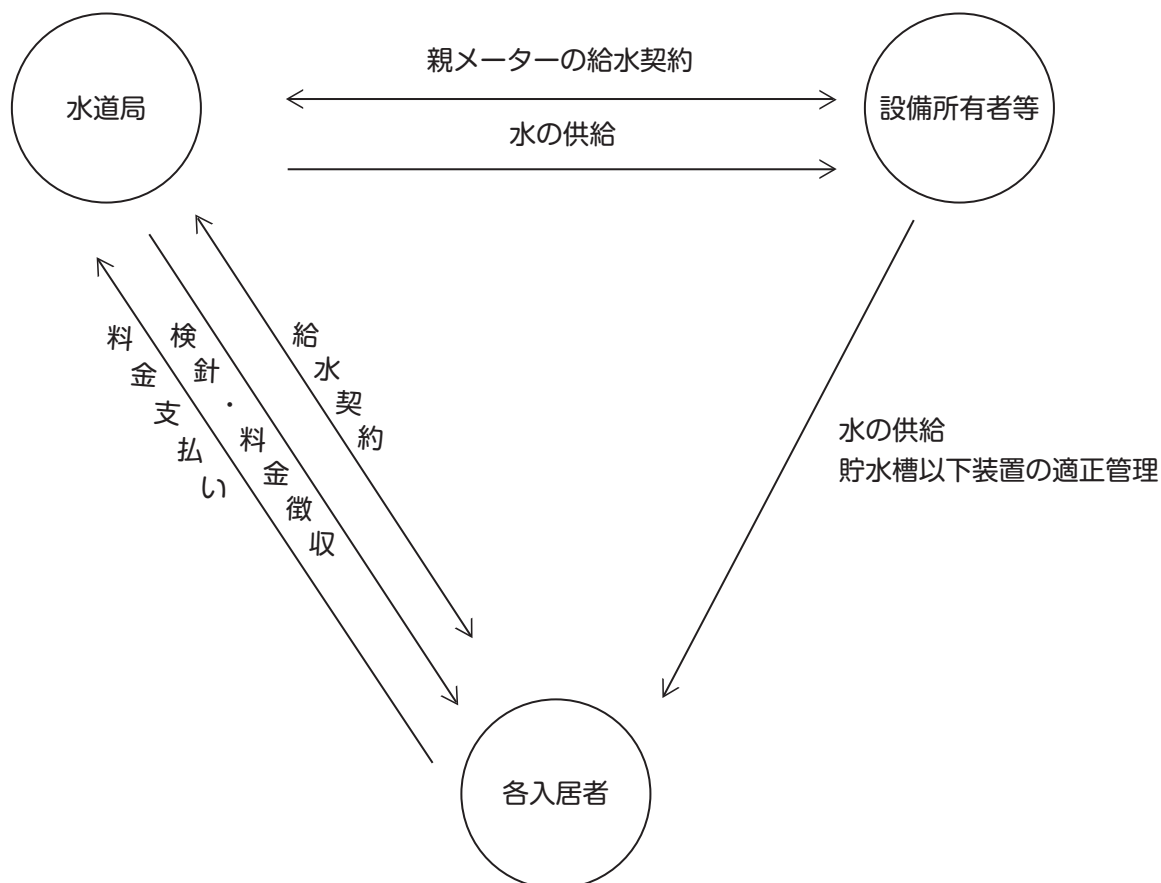
一括検針方式から切り替える場合には、各戸に設置されているメーター（市と同規格のもの）を水道局へ寄附していただくこと。

(2) 店舗併設の共同住宅の場合、店舗部分全体の使用水量を量るための市のメーターが設置できること。

一括検針方式から切り替える場合には、各戸に設置されているメーター（市と同規格のもの）を水道局へ寄附していただくこと。

(3) 共同住宅の貯水槽や給水設備等が、「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」に適合していること。

※ オートロック式共同住宅の場合は、入館方法を届け出る必要があります。



4 各戸検針方式にするために ～各戸検針取扱開始までの流れ

(1) 共同住宅を新設する場合

1. 施設基準の確認

新設される共同住宅が、各戸検針の施設基準に適合していることが必要ですので、「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」(13～20ページ)等をご確認いただき、ご不明な点は水道局給水審査課へお問い合わせください。(お問い合わせ先：34ページ)

2. 営業所へ申請

設備所有者様からの申請が必要ですので、設備所有者様のお名前でお住まいの区の営業所へ申請してください。

- ・ 申請書・・・市メーター設置申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書(22ページ)
- ・ 添付書類・・・管理責任者選定届(26ページ)／子メーター等部分図／貯水槽以下装置図(一次側青色・二次側赤色)等

※各戸検針料金徴収承諾書(27ページ)の提出も必要になります。

3. メーターの設置個数等を届出

各戸検針の申請があり、施設基準に適合していれば新設時に各戸に水道局のメーターを設置しますので、その準備のため、メーターの口径、個数、設置希望時期などを事前に届けていただきます。

(給水装置新設工事の際に提出していただく「共同住宅等工事関係事項届出書」の中に記載していただきます。)

4. 施設調査

給水装置の竣工検査後に、各戸検針の施設基準に適合しているかどうかをあわせて調査し、またメーターが適切に取り付けられるかどうかを確認します。

5. 各戸検針の取扱い開始

各戸検針の施設基準に適合していれば、設備所有者様から「各戸検針料金徴収承諾書」を提出していただいて、水道局が承認します。その後、各営業所が検針の順序など検針に必要な項目を調査し、各戸検針の取扱いを開始します。

(2) 一括検針方式から各戸検針方式へ切り替える場合

1. 営業所へ申請

設備所有者様からの申請が必要ですので、設備所有者様のお名前でお住まいの区の営業所へ申請してください。

- ・ 申請書・・・メーター寄附申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書（23ページ）
- ・ 添付書類・・・管理責任者選定届（26ページ）／子メーター等部分図／貯水槽以下装置図（一次側青色・二次側赤色）／共同住宅等の水道使用者名簿（24ページ）／前回指針数表示書（25ページ）等

【分譲住宅の場合】区分所有者全員の同意書又は管理組合総会の議事録（管理規約を確認させていただく場合もあります）

※各戸検針料金徴収承諾書（27ページ）の提出も必要になります。

2. 施設調査

共同住宅が、各戸検針の施設基準に適合しているかどうかを調査します。

施設基準に適合しない部分がある場合は、どの部分が適合していないのか、どう改善すればよいかをお知らせしますので、基準に適合するように改善をお願いします。

3. 各戸検針の取扱い開始

各戸検針の施設基準に適合していれば、設備所有者様から「各戸検針料金徴収承諾書」を提出していただいて、水道局が承認します。その後、各営業所が検針の順序など検針に必要な項目を調査し、各戸検針の取扱いを開始します。

寄附していただいた各戸メーターについては、水道局において、故障対応や取替え等の維持管理を行います。

5 各戸検針料金徴収に関する Q&A

(1) 各戸検針料金徴収の申請について

Q：各戸検針料金徴収の申請は誰でもできますか？

A：共同住宅全体を各戸検針の対象としますので、設備所有者様からの申請が必要です。入居者様からの個別の申請はできません。

分譲住宅の場合で区分所有者様による管理組合がある場合は、管理組合からの申請が必要です。ただし新設の場合で、管理組合が未設立であれば、申請時点での所有者様でかまいません。この場合、管理組合設立後、「設備所有者変更届」と新しい設備所有者様からの「各戸検針料金徴収承諾書」を必ず提出してください。

Q：管理責任者は誰にすればいいのですか？またどんな責任があるのでしょうか？

A：管理責任者様には共同住宅の管理会社様等がなられることが多いようです。設備所有者様が兼任されてもかまいません。主に、設備所有者様・各入居者様と水道局との連絡窓口になっていただきます。管理責任者様に変更があれば、随時営業所へお届けください。

貯水槽の管理責任など、設備所有者様や管理責任者様に守っていただきたい事項については、27ページの「各戸検針料金徴収承諾書」にまとめてありますのでご覧ください。

Q：入り口がオートロック式の場合、入館方法を届け出なければならないのですか？

A：検針・料金徴収業務や転居時の清算業務に必要ですので、必ずお届けください。

入館方法をお教えいただく際には「預かり証」をお渡しし責任を明確にするとともに、その後の情報管理も厳重に行いますのでご協力ください。

検針や料金徴収業務、給水の停止業務などは営業所の職員が行います。

停水を解除する業務や転居時の清算業務などは委託業者が行いますが、営業所の職員が行う場合もあります。

なお、故障時の対応や8年ごとのメーター取替えの際には、委託業者から管理責任者様に対しまして事前協議をさせていただいた上で入館いたします。

(2) 各戸検針できる共同住宅について

Q：住居の戸数に制限はありますか？

A：住居が2戸以上であれば、各戸検針できます。

Q：店舗や事務所が併設されている共同住宅も各戸検針できますか？その場合の基準は専用共同住宅と異なりますか？

A：各戸検針できます。ただし、店舗部分と住宅部分の使用水量を分けて計量する必要がありますので、店舗部分全体の使用水量を計量できるメーターの設置が必要となります。

Q：高齢者向けのケアハウスなどの社会福祉施設も各戸検針できますか？

A：独立した居室に共同住宅と同様の給水設備（日常生活を送るために必要な台所、トイレ、風呂）が備わっている入居施設であれば、共同住宅と同じ取扱いができます。詳しくはお住まいの区の営業所へおたずねください。

Q：集中検針装置を付けたいのですが、各戸検針できますか？

A：各戸検針できます。ただし、設置基準に適合している必要があります。また新設の場合は、設備所有者様に集中検針盤及び各戸のメーターを設置していただく必要があります。設置された私設メーターは各戸検針の申請の際、同時に寄附していただき、以後の故障対応や取替えは水道局が実施いたしますが、集中検針盤など集中検針装置そのものの維持管理は設備所有者様で適切に行ってください。

具体的には15ページの施設基準「7. 集中検針装置の設置基準」をご覧ください。

(3) 一括検針方式から各戸検針方式へ切り替える場合について

Q：施設基準のポイントを教えてください。

A：各戸メーター及びその廻りの施設基準が重要です。主なポイントは

- ① 各戸メーターが市のメーターと同規格で検定期間が有効であること。
- ② 各戸メーターの設置場所及び位置が、検針や取替えに支障がないこと。
具体的には、14ページの施設基準「5.子メーター等の設置場所及び位置」をご覧ください。
- ③ 各戸メーター廻りの配管等が、検針や取替えの際に必要な基準を満たしていること。
 - ・ パイプシャフトのスペース（寸法は、19、20ページの標準図参照）
 - ・ 止水弁、逆止弁の設置
 - ・ 凍結防止の保温装置の設置（配管及びメーターへの保温装置が必要です）
 - ・ 各メーター等への部屋号数の記入（号数を記載した札も付けてください）
 - ・ その他、14ページの施設基準「6.メーター廻りの配管等基準」をご覧ください。

※ これらの調査項目につきましては、32ページの「貯水槽以下装置調査票」をご覧ください。

Q：施設基準に適合しない部分を改善する場合の費用は？

A：設備所有者様の負担になります。工事費は、改造が必要な箇所に応じて異なりますので、指定給水装置工事事業者に見積もり、工事を依頼してください。

Q：パイプシャフトの寸法が標準寸法に満たない場合はどうしたらいいですか？

A：パイプシャフトの寸法が標準寸法に満たない場合、メーターユニットを設置すれば標準寸法よりも小さめの寸法で施工できる場合があります（19ページ図2参照）。

メーターユニットを設置することにより、省スペース化が図れるとともに、メーター廻りが腐食しにくく、強度も増すなど維持管理上のメリットもありますので、導入をご検討ください。

(4) 各戸メーターについて

Q：自分で付けていた各戸メーターは必ず寄附する必要があるのですか？

A：各戸検針開始後、故障対応や取替えなどの維持管理を水道局が行うために、ご自分で付けられた私設メーターを水道局へ寄附していただく必要があります。各戸検針の申請書が寄附の申請書を兼ねています。分譲住宅の場合は、各戸メーターは共有財産であることが多いため、寄附に関する区分所有者様全員の同意書又は管理組合総会等の議事録の提出が必要です（管理規約の確認をさせていただく場合もあります）。

Q：古い共同住宅の場合に、メーターを市で設置してもらえると聞きましたが。

A：はい。昭和59年4月1日前に建設又は着工された共同住宅であれば、施設基準に適合するように改造していただくことにより、市のメーターを設置することができます。ただし基準に適合するための改造に要する費用は設備所有者様の負担となります。

(5) 貯水槽の維持管理について

Q：貯水槽はどんな維持管理が必要なのですか？

A：1年以内に1回以上の貯水槽内部の清掃と、貯水槽の施設及び給水栓の水に異常がないかを定期的に点検していただくことが必要です。特に貯水槽有効容量が10m³を超える場合は、清掃を行い、管理の状況に関する検査を受けることが水道法等で義務づけられています。貯水槽有効容量が10m³以下の場合も同様の管理を行ってください。じゃ口まで安全な水をお届けするために、貯水槽の維持管理は、設置者の責任において適切に行ってください。

維持管理が適切に行われない場合、各戸検針の取り扱いを取り消す場合もございます。貯水槽の維持管理に関するご相談は、お気軽に水道局節水推進課又は各区保健福祉センターまで（お問い合わせ先:34ページ）。

6 貯水槽を使用する共同住宅等の 各戸検針料金徴収実施基準

貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準

（趣旨）

第1条 この基準は、福岡市水道給水条例（平成12年福岡市条例第27号。以下「条例」という。）第6条第2項及び第18条第1項並びに福岡市水道給水条例施行規程（平成12年福岡市水道事業管理規程第10号。以下「施行規程」という。）第3条の2及び第6条の規定に基づき、貯水槽を共同で使用する住宅（一部が店舗等の用に供されているものを含む。以下「共同住宅等」という。）の各戸又は共用栓等に設置されたメーター（以下「子メーター」という。）及び住居部分以外の部分（以下「非住居部分」という。）に設置されたメーター（非住居部分の全体又は2以上の独立した区画を点検できるメーターをいう。以下「中間メーター」という。）を点検する場合における検針及び料金徴収（以下「各戸検針料金徴収」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この基準を適用する共同住宅等は、次の各号に定める要件に適合していなければならない。

- (1) 共同住宅等の全戸及び非住居部分全体を対象とし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたものであること。
- (2) 子メーター及び中間メーター（以下「子メーター等」という。）は、条例第6条の規定により管理者が設置したメーター（以下「市のメーター」という。）又は第11条第1項の規定により管理者が寄附を受けたメーターであること。
- (3) 貯水槽以下装置の構造が管理者が別に定める「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」及び「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」（以下「施設基準」という。）に適合していること。

（申請者）

第3条 共同住宅等の設備所有者又は設備所有者の代表者（以下「設備所有者等」という。）は、管理者に対して、共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いを申請することができる。

（申請手続）

第4条 設備所有者等が共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いを受けようとするときは、市メーター設置申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書（様式1）又はメーター寄附申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書（様式2）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 管理責任者選定届
- (2) 子メーター等部分図（メーター設置図、パイプシャフト内配管、寸法等を記入した平面図及び側面図）
- (3) 貯水槽以下装置図（全体の配管状況、貯水槽及び付属設備）
- (4) 共同住宅等の水道使用者名簿（様式3（様式2の申請の場合のみ））
- (5) 前回指針数表示書（様式4（様式2の申請の場合のみ））
- (6) その他管理者が必要とする書類

（管理責任者の選定）

第5条 設備所有者等は、共同住宅等の水道使用に関する事項に対応するため、管理責任者を選定して管理責任者選定（変更）届（様式5）により管理者に届け出なければならない。

（調査及び承認）

第6条 管理者は、第4条の申請があったときは、必要な事項の調査を行い、設備所有者等より各戸検針料金徴収承諾書（様式6）の提出を受けた上で、第2条の要件に適合すると認めたときは、当該申請を承認し、設備所有者等に承認通知をした後、各戸検針料金徴収の取扱いを開始するものとする。

（貯水槽以下装置の管理責任）

第7条 設備所有者等は、条例第28条の3の規定による貯水槽以下装置及びそれにより供給される水の水質保持のための措置及び貯水槽以下装置の清掃、修理その他の維持管理を責任をもって行わなければならない。

2 設備所有者等は、貯水槽以下装置の破損等により漏水が発生したときは直ちにその修理を行うとともに、それにより生じた損害を負担しなければならない。

（貯水槽以下装置の立入検査）

第8条 管理者は、必要に応じて貯水槽以下装置の立入検査を行うことができるものとし、検査の結果、当該貯水槽以下装置が施設基準等の基準に適合しない場合は、設備所有者等に対し、当該貯水槽以下装置の改善を指示することができる。

2 設備所有者等は、前項の立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは、自己の負担により速やかに必要な措置を講じなければならない。

（親メーターの設置）

第9条 管理者は貯水槽の上流側に市のメーター（以下「親メーター」という。）を設置し、子メーター等の点検時に点検するものとする。

（子メーター等の管理）

第10条 設備所有者等及び各水道使用者は、子メーター等を常に清潔に保管し、子メーター等の設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

（子メーター等の寄附採納及び維持管理）

第11条 管理者は、第4条第1項の規定による申請に基づき、共同住宅等で施設基準に適合するものについては、私設の子メーター等の寄附を受けることができる。

2 管理者は、前項の規定により採納した私設の子メーター等の修理、検定有効期間満了時の取替え等の維持管理を行うものとする。

3 前項の維持管理は、私設の子メーター等の採納受諾を通知した時点から実施する。

4 前項により通知をし、管理者がこれを採納した後において、子メーター等が故障又は破損したとき、その他子メーター等に異常があった時は、速やかに設備所有者等及び各水道使用者は管理者に届け出なければならない。

（各戸検針料金徴収取消等の場合の子メーター等の取扱い）

第12条 各戸検針料金徴収を取り消す場合にあっては、設備所有者等は子メーター等（寄附された私設の子メーター等を含む。）を速やかに取外し、返戻しなければならない。この場合において子メーター等を取外し、給水できるようにする改造費用は設備所有者等の負担とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 共同住宅等の全部又は一部を取り壊す場合は、子メーター等（寄附された私設の子メーター等を含む。）は速やかに管理者が回収するものとする（取り壊す部分に係るものに限る。）。なお、子メーター等の取外しに要する費用は設備所有者等の負担とする。

（共用栓の料金の徴収）

第13条 管理者は、設備所有者等から、共同住宅等の共用栓等に係る料金を徴収するものとする。

（水道料金相当額の徴収）

第14条 管理者は、親メーターの指示水量が、子メーター等の使用水量の総和より多い場合は、設備所有者等から、その水量差分に対する料金相当額を徴収するものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、料金相当額を徴収する場合の徴収方法は、管理者が別に定める。

第15条 貯水槽の清掃に水を使用する場合で、子メーター等により点検できない水量については、その都度親メーターを点検し、その水量分に対する料金相当額を設備所有者等から徴収するものとする。

2 前項の料金相当額を徴収する場合の方法は、管理者が別に定める。

（改造の場合の措置）

第16条 設備所有者等は、住居部分を非住居部分へ改造を行う場合には、非住居部分全体を計量できる中間メーターを設置できるようにしなければならない。

（設備所有者等及び管理責任者の協力事項等）

第17条 設備所有者等及び管理責任者は、次の各号に掲げる事項につき、管理者に協力しなければならない。

- (1) オートロック式共同住宅の場合、暗証番号の教示又は解錠鍵の貸与若しくは設備所有者等の立会い等の入館方法を届け出、検針・料金徴収業務、メーター取替業務等に支障がないように協力すること。
- (2) 共用栓等及び非住居部分の水道使用者を届け出、変更があった場合も速やかに届け出ること。
- (3) 子メーター等の水道使用者に関する名義及び連絡先や転居先住所等の情報提供について協力すること。
- (4) 共同住宅等の構造その他の理由により管理者の各戸検針料金徴収業務遂行に支障が生じる場合は、管理者と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者の事務を取り次ぎ、及び業務遂行に支障を来さないよう協力すること。

（届出の義務）

第18条 設備所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 管理責任者を変更するとき（様式5）。
- (2) 設備所有者等に変更があるとき（様式7）。
- (3) 貯水槽の清掃を行うとき（様式8）。
- (4) 貯水槽以下装置の増設、改造その他変更を行うとき（様式9）。

（承認の取消）

第19条 管理者は、設備所有者等が次の各号の一に該当するときは、第6条の承認を取り消すことができる。

- (1) 設備所有者等が解除申請を行ったとき（様式10）。
- (2) この基準に違反したとき。
- (3) 前号のほか、管理者が必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、設備所有者等に損害が生じることがあっても、管理者はその責を負わない。

（実施細目）

第20条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、条例及び施行規程その他の定めに基づいて管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に各戸検針料金徴収契約を締結した共同住宅等について、設備所有者等から各戸検針料金徴収契約の解除の申し出がない限り、平成17年4月1日以降、本基準での各戸検針料金徴収の取扱いを継続するものとする。
- 3 昭和59年4月1日前に建設され、又は着工されている分譲住宅及び民間の賃貸住宅が貯水槽以下装置を施設基準に適合するよう改造する場合は、管理者が子メーター等を設置し、維持管理を実施する。ただし、この場合において貯水槽以下装置の改造費用は当該設備所有者等の負担とする。
- 4 施行日前に各戸検針料金徴収契約を締結した共同住宅等で、私設の子メーター等により検針料金徴収を行っているものについては、当該私設の子メーター等が故障又は破損したとき、又は計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定期間が満了しようとするときは、自己の負担において、速やかに取り替えなければならない。

5 削除

附 則

（施行期日）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の基準別記様式1、様式2、様式5、様式6、様式7、様式8、様式9及び様式10により作成された様式は、改正後の基準にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和3年12月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の基準別記様式1により作成された様式は、改正後の基準にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

7 共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする
貯水槽以下装置の施設基準

共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準

1. 趣旨

この基準は、貯水槽を共同で使用する住宅（一部が店舗等の用に供されているものを含む。以下「共同住宅等」という。）の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の構造について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この基準に定めのないものについては、「給水装置工事施行基準」及び「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」による。

2. 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子メーター 住居部分の各戸及び共用栓等に設置されたメーター
- (2) 中間メーター 住居部分以外の部分（以下「非住居部分」という。）の全体又は2以上の独立した区画を点検できるメーター
- (3) 親メーター 貯水槽の上流側に設置された市のメーター
- (4) 遠隔メーター 集中検針装置を構成する遠隔指示装置付のリモート式又は電子式メーター

3. 事前協議

共同住宅等の設計及び工事の施工をする場合、共同住宅等の設備所有者又は設備所有者の代表者（以下「設備所有者等」という。）は、事前に次の各号に掲げる書類を提出し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議しなければならない。

- (1) 子メーター及び中間メーター（以下「子メーター等」という。）部分図（メーター設置図、パイプシャフト内配管、寸法等を記入した平面図及び側面図）
- (2) 貯水槽以下装置図（全体の配管状況、貯水槽及び付属設備）
- (3) その他管理者が必要とする書類

4. 市のメーターの設置基準

(1) 設置基準

- ①各戸ごとに市の子メーターを設置する。
- ②共用部分に給水栓（非常用水栓を含む）を設置する場合は、当該共用部分に市の子メーターを設置する。
- ③店舗付共同住宅の場合、非住居部分の全体を点検できる部分に市の中間メーターを設置する。
ただし、非住居部分の各区画には市の子メーター等を設置しない。
- ④貯水槽の上流側に親メーターを設置する。
- ⑤既に代表者を定めて給水を受けている共同住宅等において、市のメーターと同規格で検定期間が有効な私設メーターが設置されている場合は、市の子メーター等は設置せず、当該私設メーターを管理者に寄附することとする。
- ⑥子メーター等の集中検針装置（以下「集中検針装置」という。）においては、市の子メーター等は設置せず、市のメーターと同規格で検定期間が有効な私設遠隔メーターを管理者に寄附することとする。

(2) 規格

口径	計量特性		型 式	指示部表示形式		全長	取付ねじ部分		
	定格最大 流量	R 値		桁数 (m ³ 以上)	形式		外径	山数 (25.4mm当り)	通称名
φ13mm	2.5 m ³ /h	100	接線流羽根車式 単箱型	4 桁	アナログ・デジタル 併用表示	165 mm	25.8 mm	14 山	金門ねじ
φ20mm	4.0 m ³ /h	100	接線流羽根車式 複箱型	4 桁	アナログ・デジタル 併用表示	190 mm	33.0 mm	14 山	金門ねじ
φ25mm	6.3 m ³ /h	100	接線流羽根車式 複箱型	4 桁	アナログ・デジタル 併用表示	210 mm	39.0 mm	14 山	金門ねじ

*表に定めのない規格については、JIS B 8570-2 の水道メーターによる。

*口径 40 mm 以上については、管理者が別に定める。

(3) 交付

- ①市のメーターの交付は、竣工検査時に、親メーターと子メーター等を同時に交付する。
- ②市のメーターの交付は、指定給水装置工事事業者に行うものとする。

5. 子メーター等の設置場所及び位置

- (1) 子メーター等は、給水管と同口径のものを設置すること。
- (2) 子メーター等の位置は、給水栓より低位で容易に検針ができる箇所とし、概ね 800 mm 以下とすること。
- (3) 子メーター等は、水平に設置できるようにすること。
- (4) 子メーター等の設置箇所は、点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、損傷及び盗難のおそれがない場所とすること。
- (5) 子メーター等の設置箇所は、不在でも容易に点検並びに取替えができる場所とすること。
- (6) 地下式メーターの場合は、市指定のメーターボックスを使用すること。
- (7) パイプシャフト内に設置する場合は、取替え等による水漏れにより、階下に被害を及ぼさないよう、防水又は水はけに必要な措置を施すこと。
- (8) パイプシャフト内に設置する場合は、図 1 のように設置できるようにすること。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- (9) 子メーター等と他の配管が近接する場合は、概ね左右 100 mm 以上、上下 200 mm 以上の間隔を設け、取替えに支障がない配管とすること。

6. メーター廻りの配管等基準

- (1) パイプシャフト内の子メーター等及びメーター廻りの配管には、凍結防止のため保温装置を施すこと。
- (2) パイプシャフト内に、市指定のメーターユニットを設置することも可とする。設置する場合は図 2 のように設置できるようにすること。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。なお、子メーター等との接続には、市指定のメーターパッキンを使用すること。

- (3) 子メーター等の上流側に接してボール止水栓（伸縮付）を設置し、下流側に逆止弁を設置すること。
- (4) 必要に応じ、減圧弁の設置を指示することがある。
- (5) パイプシャフト内に設置する場合は、子メーター等の上流側の配管部分や子メーター等の蓋等のわかりやすい箇所にペンキ等で水栓番号、室号数等を記載すること。さらに水栓番号、室号数等を記載した札を付けること。
- (6) 検針票（「ご使用水量等のお知らせ」）の受け箱を各戸ごとに設置すること。ただし郵便受箱等これに代わるものがある場合は、この限りでない。
- (7) 給水管の露出部分は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具等、その他を用いて建物等に取付すること。
- (8) 緊急時の連絡のため、緊急時連絡先標示板を貯水槽の目につきやすいところに設置すること。また、入居者に対しては、掲示板等により、常時緊急連絡先を掲示すること。

緊急連絡標示板（参考）

緊 急 連 絡 先	
設備所有者 （または管理人）	住所 氏名または名称 連絡先(昼) TEL // (夜間・休日) TEL
設備管理者	住所 氏名または名称 連絡先(昼) TEL // (夜間・休日) TEL

7. 集中検針装置の設置基準

(1) 事前協議

集中検針装置の設計及び工事施工にあたっては、事前に次の各号に定める図面等を提出し、管理者と協議しなければならない。

- ①遠隔メーター部分図（遠隔メーター設置図、寸法等を記入した平面図及び側面図）
- ②集中検針盤配置図（配置位置の平面図及び正面図）
- ③集中検針盤配列図（遠隔メーター呼出しの配列図）
- ④配線系統図（遠隔メーターから集中検針盤までの配線図）

(2) 集中検針装置の構成

集中検針装置は、遠隔メーターと集中検針盤をもって構成し、遠隔メーターと集中検針盤とは、リモート式は3芯又は5芯の電線、電子式は4芯の電線により接続するものとする。なお、電線の仕様は次の各号に定めるとおりとする。

- ①色別

3芯	赤, 白, 黒
4芯	黒, 白, 赤, 緑
5芯	赤, 白, 黒, 緑, 黄
- ②導体径 0.5 mm² （断面積）又は 0.8 mm²～ 1.2 mm²とする。
- ③外装 ビニールシース又はポリエチレンシース

(3) 集中検針盤

- ①集中検針盤は、集中選択装置を有し、かつ配線等に起因する異常を検出する機能を内蔵していなければならない。
- ②集中検針盤は、共同住宅等の1棟又は数棟につき、1箇所設置すること。
- ③集中検針盤の設置位置は1階とし、維持管理及び検針に適する場所を選定すること。

(4) 遠隔メーター

①規格

本基準に定める「4. 市のメーターの設置基準(2) 規格」の規定のとおりとする。

②設置場所及び位置並びにメーター廻りの配管等

本基準に定める「5. 子メーター等の設置場所及び位置」及び「6. メーター廻りの配管等基準」の規定のとおりとする。

(5) その他

- ①集中検針装置の維持管理に必要な事項は、設備所有者等において措置するものとする。
- ②設計及び工事施工にあたっては、別紙設置図及び標準図を参照のうえ実施するものとする。
- ③集中検針装置は、メーター点検のため管理者が無償で使用する。
- ④検針票（「ご使用水量等のお知らせ」）の受け箱を集中検針盤と同階に設置し、その配列順序は集中検針盤における遠隔メーター選択配列順序と同一にするものとする。
ただし、郵便受箱等これに代わるものがある場合は、この限りでない。

8. 貯水槽及び高置水槽の施設基準

「給水装置工事施行基準」及び「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」の規定による。

9. メーターの管理義務

- (1)メーターは常に清潔に保管し、その設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件を置き、または工作物を設けてはならない。
- (2)設備所有者等は、各入居者に対しメーターの管理義務を周知徹底させなければならない。
- (3)メーターが故障又は破損したとき、その他異常があったときは、直ちに届けなければならない。
- (4)メーターが故障又は破損したとき及び計量法に基づく検定期間が満了するときは、管理者が取替えを行うが、取替えに支障がないように、メーター廻りの配管の維持管理を適切に行うこと。
また取替えに支障がある場合は、自己の負担で取替可能なように改造すること。

10. 貯水槽以下装置の管理責任

- (1)設備所有者等は、貯水槽により供給される水の水質保持のための措置及び貯水槽以下装置の清掃、修理その他の維持管理を責任をもって行わなければならない。
- (2)設備所有者等は、貯水槽以下装置の破損等により漏水が発生したときは直ちにその修理を行うとともに、それにより生じた損害を負担しなければならない。
- (3)入居者に対し、設備所有者等の管理責任について、入居の際に必ず周知すること。
- (4)貯水槽の維持管理については、福岡市水道給水条例、福岡市水道給水条例施行規程、貯水槽水道管理指導要綱、小規模貯水槽水道衛生対策実施要領、専用水道及び簡易専用水道に関する規則ほか関連法規等により、適切に実施すること。

11. 立入検査

- (1) 管理者は、必要に応じて貯水槽以下装置の立入検査を行う。
- (2) 検査の結果、貯水槽以下装置が基準に適合しない場合は、管理者は当該装置の改善を指示する。
- (3) 設備所有者は、立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは、自己の負担により速やかに必要な措置を講じなければならない。

12. 貯水槽以下装置の増設・改造届

設備所有者等は、貯水槽以下装置の増設、改造その他変更を行う場合は、管理者へ届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

施行日以後に、給水装置工事届出をするものから適用する。

〔共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下装置の施設基準〕（昭和 50 年 10 月 1 日施行）、〔共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下のメーター集中検針装置の設置基準〕（昭和 51 年 7 月 1 日施行）及び〔共同住宅等の子メーター等の維持管理実施基準〕（昭和 59 年 4 月 1 日実施）の廃止

〔共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下装置の施設基準〕（昭和 50 年 10 月 1 日施行）、〔共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする受水槽以下のメーター集中検針装置の設置基準〕（昭和 51 年 7 月 1 日施行）及び〔共同住宅等の子メーター等の維持管理実施基準〕（昭和 59 年 4 月 1 日実施）は、廃止する。

(経過措置)

- 1 施行日前に給水装置工事届出をしている共同住宅等については、本基準に定める「4. 市のメーターの設置基準 (2) 形状・寸法」「5. 子メーター等の設置場所及び位置」, 「6. メーター廻りの配管等基準」, 「7. 集中検針装置の設置基準」(集中検針装置設置の場合), 「8. 貯水槽及び高置水槽の施設基準」の規定に適合することのほか、検定期間が有効で市のメーターの形状・寸法と同規格の私設メーターを市へ寄附することをもって、この基準に適合したものとみなす。
- 2 施行日前に給水装置工事届出をしている共同住宅等のうち、昭和 59 年 4 月 1 日前に建設され、または着工されたものについては、本基準に定める「5. メーターの設置場所及び位置」, 「6. メーター廻りの配管等基準」の規定に適合するよう改造する場合は、市の子メーター等を設置する。
- 3 経過措置第 1 項及び第 2 項の共同住宅等において、本基準に定める「6. メーター廻りの配管等基準」の規定の中で、メーターの上流側に設置する止水栓については、ボール止水栓（伸縮付）又は伸縮付甲型止水栓とし、パイプシャフト内の設置寸法は図 3 のとおりとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 23 年 3 月 31 日以前に、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 72 条第 1 項の検定証印又は同法第 96 条第 1 項の表示が付されたメーターについては、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

図1 パイプシャフト内にメーターを設置する場合の標準寸法(単位mm)

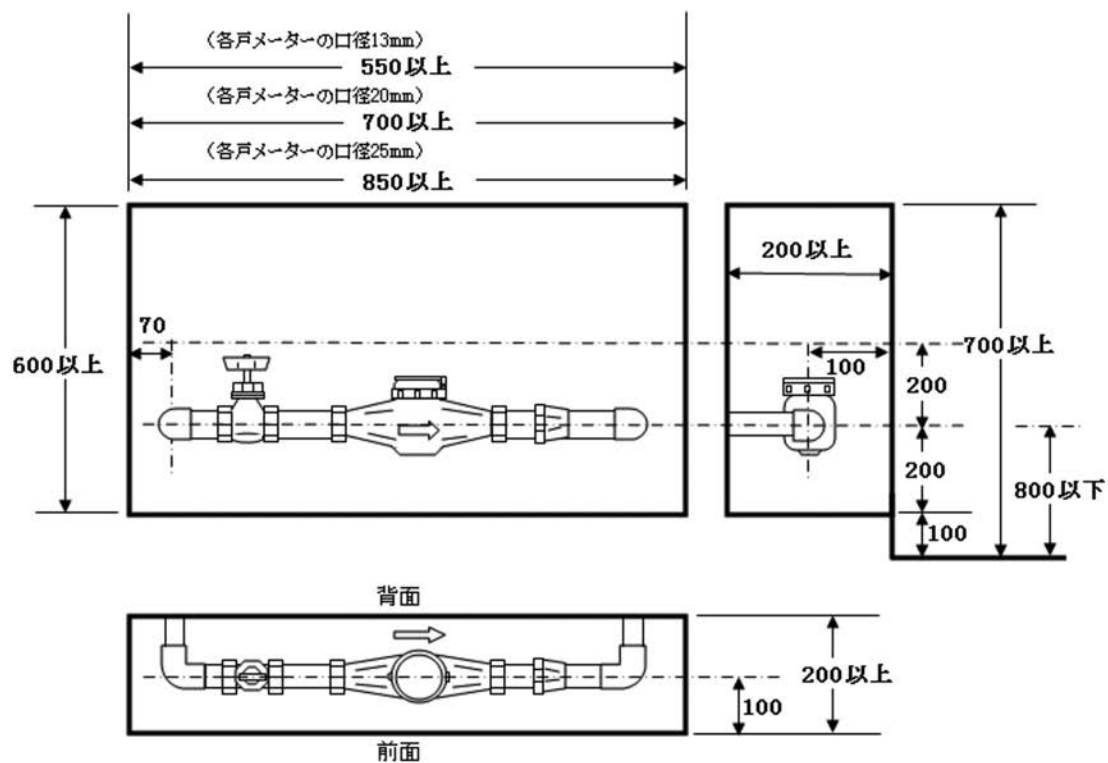


図2 パイプシャフト内にメーターユニットを設置する場合の標準寸法(単位mm)

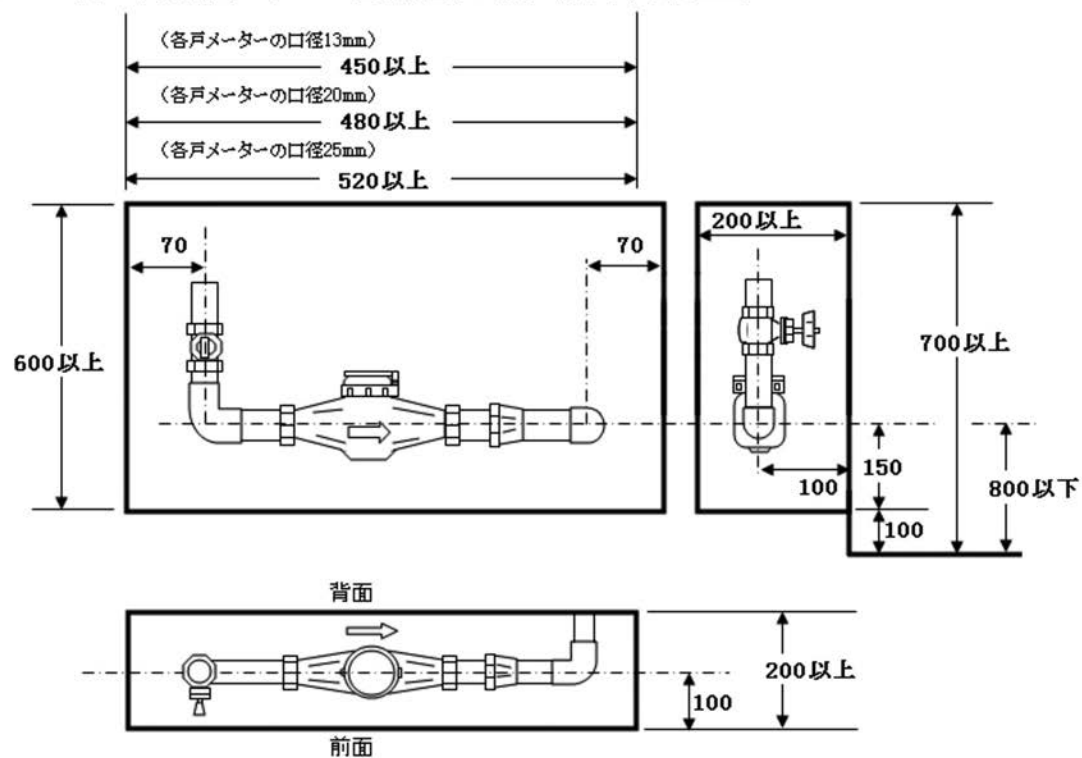
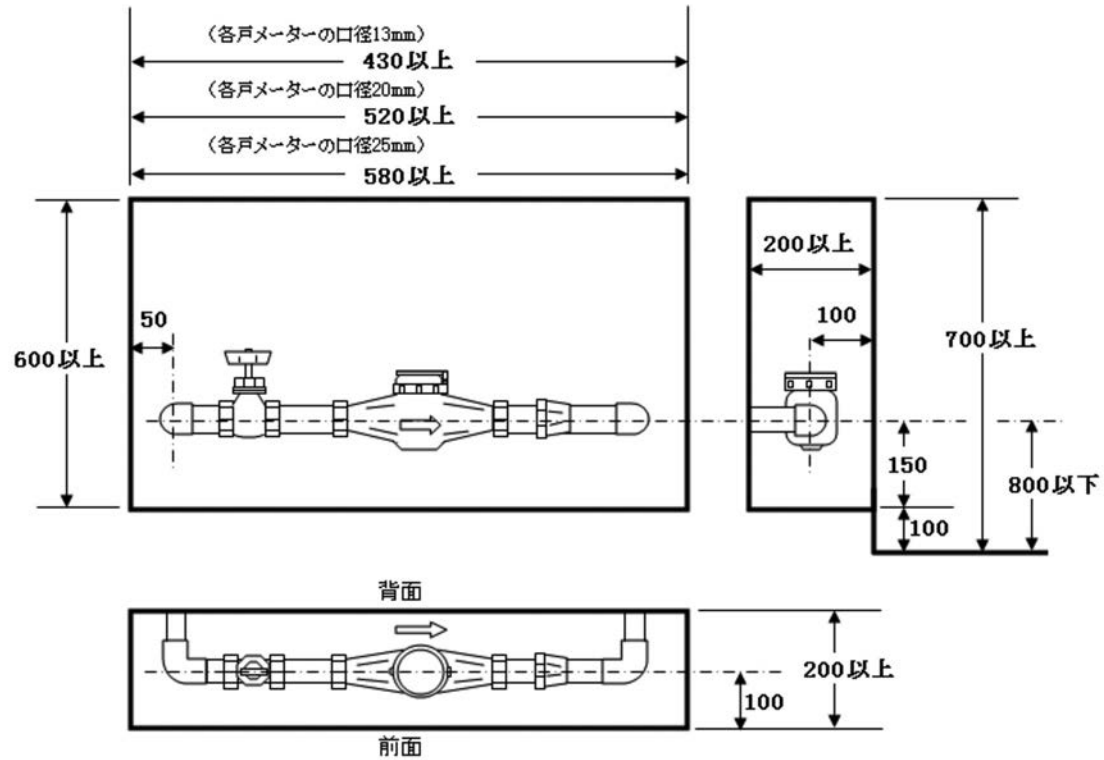
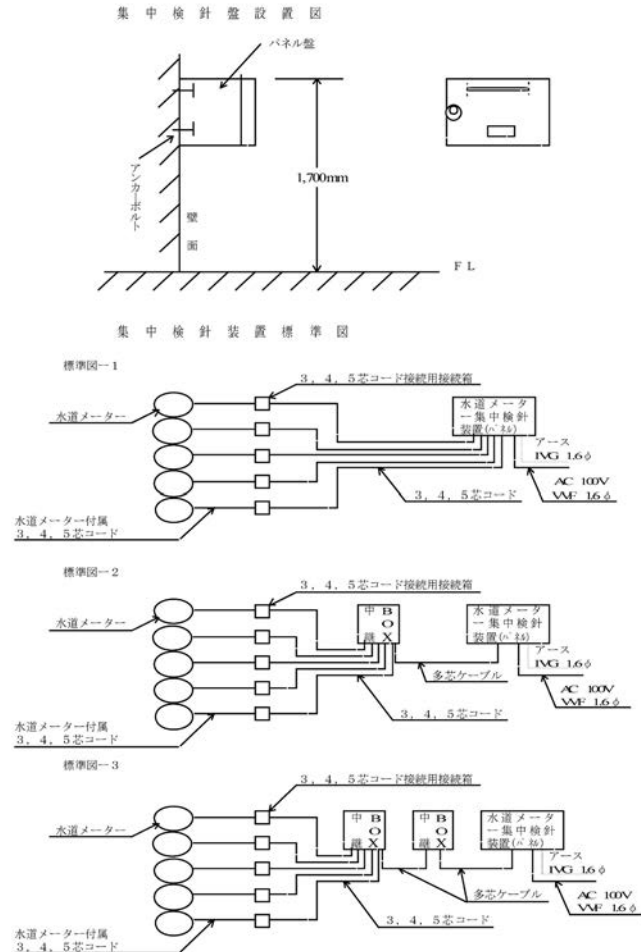


図3 平成17年3月31日前に給水装置工事の届出がなされた共同住宅等における必要寸法(単位mm)



集中検針盤設置図及び配置図



8 福岡市水道給水条例・施行規程（抜粋）

○福岡市水道給水条例（平成 12 年福岡市条例第 27 号）（抜粋）

（市のメーターの設置等）

第 6 条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置にメーターを設置する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理者は、管理者が特に認めた共同住宅において貯水槽以下装置により給水を受ける者の使用水量を計量するため、貯水槽以下装置にメーターを設置することができる。
- 3 前 2 項の規定により管理者が設置したメーター（以下「市のメーター」という。）の位置は、管理者が定めるものとし、管理者の指示による場合又はあらかじめ管理者の承認を受けた場合を除き、変更してはならない。
- 4 市のメーターを設置していない私設消火栓には、管理者が封かんをする。
- 5 前項の封かんは、正当な理由なく破棄してはならない。
- 6 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、市のメーターのほかに各戸にメーターを設置するときは、管理者に届け出なければならない。

（使用水量の計量）

第 18 条 使用水量は、市のメーター（管理者が特に必要と認める場合は、私設メーター）により 2 か月ごとに計量する。この場合において、各月の使用水量は均等とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めた場合は、1 か月ごと又は随時に計量する。
- 3 使用水量の計量（随時に行う計量を除く。）は、給水装置ごとに管理者が定めた日（以下「計量日」という。）に行う。ただし、管理者は、悪天候その他の理由により計量日を変更することができる。

○福岡市水道給水条例施行規程（平成 12 年福岡市水道事業管理規程第 10 号）（抜粋） （貯水槽以下装置に設置するメーター）

第 3 条の 2 条例第 6 条第 2 項の管理者が特に認めた共同住宅は、貯水槽を設置して給水装置を使用する住宅（一部が店舗等の用に供されているものを含む。以下「貯水槽式共同住宅」という。）の所有者（所有者が複数いるときは、その代表者。第 6 条において同じ。）から申請があり、かつ、管理者が別に定める施設基準に適合する共同住宅とする。

（私設メーターによる計量）

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の管理者が特に必要と認める場合は、貯水槽式共同住宅の所有者から申請があり、かつ、当該住宅が管理者が別に定める施設基準に適合する場合とする。

9 様式集

市メーター設置申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書

年 月 日

(あて先)
福岡市水道事業管理者

(設備所有者等)
住所
氏名
電話 () -

下記共同住宅等について、貯水槽以下の各戸に市のメーターを設置し、各戸検針による料金徴収をお願いしたいので申請いたします。

1. 建物の概要

共同住宅等所在地	福岡市 区 丁目 番 号
共同住宅等名	
建築構造概要	階建 造 棟
竣工年月日	
工事届出年月日	
給水設備の概要	(1) 貯水槽容量 m3 個 (2) 高置水槽容量 m3 個 (3) 加圧ポンプ kW 個
親メーター	水栓番号 号 口径 mm

2. メーター口径別内訳

満室戸数		住居部分		戸	非住居部分		室	共用栓		個	
各戸メーター内訳					共用栓内訳						
合 計				個		合 計				個	
13 mm				個		13 mm				個	
20 mm				個		20 mm				個	
25 mm				個		25 mm				個	
mm				個		mm				個	

中間メーター口径別内訳（店舗等非住居部分について記入して下さい。）						
中 間 メ ー タ ー	合 計				個	
	13 mm				個	
	20 mm				個	
	25 mm				個	
	mm				個	
	mm				個	
店 舗 等 に 設 置 し て い る メ ー タ ー	合 計				個	
	13 mm				個	
	20 mm				個	
	25 mm				個	
	mm				個	
	mm				個	

3. 添付書類

- (1) 管理責任者選定届
- (2) 子メーター等部分図（メーター設置図、パイプシャフト内配管、寸法等を記入した平面図及び側面図）
- (3) 貯水槽以下装置図（全体の配管状況、貯水槽及び付属設備）
- (4) その他管理者が必要とする書類

メーター寄附申請書兼各戸検針料金徴収取扱申請書

年 月 日

(あて先)
福岡市水道事業管理者(設備所有者等)
住所
氏名
電話 () -

下記共同住宅等について、貯水槽以下の私設のメーターを寄附し、各戸検針による料金徴収をお願いしたいので申請いたします。

つきましては、貯水槽以下の給水施設が各戸検針料金徴収施設基準に適合しているかどうか調査願います。

1. 建物の概要

共同住宅等所在地	福岡市 区 丁目 番 号
共同住宅等名	
建築構造概要	階建 造 棟
竣工年月日	
工事届出年月日	
給水設備の概要	(1) 貯水槽容量 m3 個 (2) 高置水槽容量 m3 個 (3) 加圧ポンプ kW 個
親メーター	水栓番号 号 口径 mm

2. メーター口径別内訳

満室戸数		住居部分	戸	非住居部分	室	共用栓	個
各戸メーター内訳				共用栓内訳			
合 計		個		合 計		個	
13 mm		個		13 mm		個	
20 mm		個		20 mm		個	
25 mm		個		25 mm		個	
mm		個		mm		個	

中間メーター口径別内訳（店舗等非住居部分について記入して下さい。）							
中 間 メ ー タ ー	合 計	個		店 舗 等 に 設 置 し て い る メ ー タ ー	合 計	個	
	13 mm	個			13 mm	個	
	20 mm	個			20 mm	個	
	25 mm	個			25 mm	個	
	mm	個			mm	個	
	mm	個			mm	個	

3. 添付書類

- (1) 管理責任者選定届
- (2) 子メーター等部分図 (メーター設置図、パイプシャフト内配管、寸法等を記入した平面図及び側面図)
- (3) 貯水槽以下装置図 (全体の配管状況、貯水槽及び付属設備)
- (4) 共同住宅等の水道使用者名簿
- (5) 前回指針数表示書
- (6) 区分所有者全員の同意書又は管理組合総会の議事録の写し (分譲住宅の場合)
- (7) その他管理者が必要とする書類

共同住宅等の水道使用者名簿

様式3

共同住宅等名

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

棟番号	室番号	フリガナ	使用 者 名	連 絡 先		
				電話 連絡先		
		メーター 口径	前回検針 指 針	水栓番号	メーター 桁数	集中検針 の有・無
			m ³			有・無
						備 考

前回指針数表示書

[illegible]

管理責任者選定（変更）届

（あて先）
福岡市水道事業管理者

年 月 日

（設備所有者等）

住 所

氏 名

電 話 () ー

次のとおり管理責任者を選定（変更）したのでお届けします。

なお、管理責任者においては、「貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準」及び「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」等の基準を遵守することを誓約いたします。

共同住宅等所在地	
共同住宅等名	
管理責任者の住所	
管理責任者の氏名	電話 () 番

各戸検針料金徴収承諾書

(あて先)
福岡市水道事業管理者

年 月 日

建 物 の 名 称			
建 物 の 所 在 地	区		
申 込 者	住所		
(設備所有者等)	氏 名	Tel	— —

各戸検針料金徴収を開始するにあたり、「貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準」及び「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」に定める事項について承諾いたします。

なお、下記の事項に違反した場合は、各戸検針の取扱いを取り消されても異議を申し立てません。
記

1. 管理責任者の選定

設備所有者等は、共同住宅等の水道使用に関する事項に対応するため、管理責任者を別紙様式により届け出る。

2. 貯水槽以下装置の管理責任

設備所有者等は、貯水槽により供給される水の水質保持のための措置及び貯水槽以下装置の清掃、修理その他の維持管理を適切かつ責任をもって行う。

また、設備所有者等は、貯水槽以下装置の破損等により漏水が発生したときは直ちにその修理等を行うとともに、それにより生じた損害を負担する。

なお、維持管理に起因する給水についての苦情は、設備所有者等の責任において解決する。

3. 貯水槽以下装置の立入検査

水道事業管理者は、必要に応じて貯水槽以下装置の立入検査を行うことができるものとし、検査の結果、当該貯水槽以下装置が「貯水槽以下装置の設置及び管理要領」等の基準に適合しない場合は、設備所有者等に対し当該貯水槽以下装置の改善を指示することができる。

設備所有者等は、上記の立入検査に協力するとともに、改善の指示を受けたときは、自己の負担により速やかに必要な措置を講じる。

4. 子メーター等の管理

設備所有者等及び各水道使用者は、各戸及び共用栓等のメーター及び中間メーター（以下「子メーター等」という。）を常に清潔に保管し、子メーター等の設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

また、設備所有者等及び管理責任者は、子メーター等の管理について、各水道使用者への周知の徹底を図り、必要に応じて指導を行う。

5. 各戸検針を取り消す場合の子メーター等の取扱

各戸検針を取り消す場合にあっては、設備所有者等は子メーター等を速やかに水道事業管理者に返戻する。なお、この場合の返戻にかかる経費は設備所有者等が負担する。ただし、水道事業管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

6. 共用栓の料金の徴収

設備所有者等は、共用栓等に係る料金を水道事業管理者に支払う。

7. 水道料金相当額の徴収

設備所有者等は、貯水槽の上流側に設置した市のメーター（以下「親メーター」という。）の指示水量が、子メーター等の使用水量の総和より多い場合は、その水量差分の料金相当額を負担する。

貯水槽清掃に水を使用する場合で、子メーター等により点検できない水量については、親メーターを点検し、その水量分の料金相当額を負担する。

8. 改造の場合の措置

(1) 設備所有者等は、貯水槽以下装置を改造する場合には、速やかに水道事業管理者に届け出る。

(2) 住居部分を住居以外へ改造する場合には、非住居部分全体を計量できる中間メーターを設置できるようにする。

9. 検針・料金徴収業務等への協力

(1) オートロック式共同住宅の場合、設備所有者等及び管理責任者は、暗証番号の教示又は解錠鍵の貸与若しくは設備所有者等の立会い等の入館方法を届け出、検針・料金徴収業務、メーター取替業務等に支障がないように協力する。

(2) 設備所有者等及び管理責任者は、共用栓等及び非住居部分の水道使用者を届け出、変更があった場合も速やかに届け出る。

(3) 設備所有者等及び管理責任者は、子メーター等の水道使用者に関する名義及び連絡先や転居先住所等の情報提供について協力する。

(4) 共同住宅等の構造その他の理由により各戸検針料金徴収の業務遂行に支障が生じる場合は、設備所有者等は水道事業管理者と協議の上、必要な措置を講じる。

10. 設備所有者等又は管理責任者の変更届

設備所有者等は、設備所有者等又は管理責任者に変更があったときは、変更届を提出するとともに変更後の設備所有者等及び管理責任者にこれらの条件を熟知させる。

設備所有者等変更届

年 月 日

(あて先)
福岡市水道事業管理者

住 所

氏 名

電 話 () -

次のとおり設備所有者等（設備所有者又は設備所有者の代表者）が変更になりましたのでお届けします。

なお、設備所有者等においては、「貯水槽を使用する共同住宅等の各戸検針料金徴収実施基準」及び「共同住宅等の各戸検針料金徴収の取扱いをする貯水槽以下装置の施設基準」等の基準を遵守することを誓約いたします。

共同住宅等所在地		
共同住宅等名		
新	設備所有者等住所	
	設備所有者等氏名	
旧	設備所有者等住所	
	設備所有者等氏名	

貯水槽清掃用水使用届

年 月 日

(あて先)
福岡市水道事業管理者

(設備所有者等)

住 所

氏 名

電 話 () -

下記のとおり貯水槽の清掃を行いますので、届け出ます。

記

1 共同住宅等名

2 共同住宅等所在地

区 丁目 番 号
番地

3 設備所有者等氏名

4 清掃実施者

氏名

電話 () -

5 清掃予定年月日 平成 年 月 日

6 清掃予定時間 午前 午後 午前 午後
時 分 ～ 時 分
午後 午後

7 貯水槽容量 m³8 使用水量見込 m³

貯水槽以下装置（増設・改造）届

年 月 日

（あて先）

福岡市水道事業管理者

（設備所有者等）

住所

氏名

電話（ ） —

次のとおり貯水槽以下装置の（増設・改造）を行いますので、届け出ます。

共同住宅等所在地	区 丁目 番 号 番 地
共同住宅等名	
工事内容	
工事施工者氏名	
着工予定年月日	
竣工予定年月日	
添付書類	位置図及び配管図

各戸検針料金徴収取扱解除申請書

年 月 日

(あて先)
福岡市水道事業管理者

(設備所有者等)

住所

氏名

電話 () -

各戸検針料金徴収の取扱いをしている下記共同住宅等について、各戸検針料金徴収取扱の解除を申請いたします。

解除に伴う水道料金等の支払方法等の変更については、各水道使用者に周知徹底させるとともに、設備所有者等で責任をもって処理いたします。

共同住宅等所在地	
共同住宅等名	
解除希望年月	年 月定期検針日

貯水槽以下装置調査票

調査年月日					備考	
竣工年月日					事前協議 有 無	
共同住宅所在地						
共同住宅等名						
立会人氏名						
調査員氏名						
貯水槽以下の給水方式	高置水槽方式、気圧タンク方式、ポンプ加圧式					
貯水槽	設置位置	材質	形状寸法 (m)	容量		
	建築物の(内・外) 地上 地下	コンクリート 合成樹脂 板	縦×横×高 ()×()×()	総容量 m ³		
	六面点検 漏水 汚水のおそれはないか 建築物、清掃用マンホール(内径600mm) の修理、清掃用ステップ 内 マンホールふたに鍵 ・ オーバーフロー、通気管の防虫網 外 オーバーフロー、通気管よりの汚染 部 高水位と上壁の間隔 停滞水を生じない設備	可 有 有 有 有 有 有 適 適	否 無 無 無 無 無 無 否 否	消火用水と兼用 ボールタップの取付位置 副式ボールタップ(φ40以上) 漏水、濁水警報装置 どろ吐き管(水抜き管) 波立ち防止 逆流防止 エアチャンバー 標示板(ポンプ室の操作方法など) タンク内の清掃	シテイ 適 有 有 有 有 適 有 有 有	シテイ 否 無 無 無 無 否 無 無 無
	設置位置 塔屋 屋上 その他	材質 コンクリート 合成樹脂 板	縦×横×高 ()×()×()	総容量 m ³		
高置水槽	漏水 汚水のおそれはないか 修理、清掃用マンホール(内径600mm) 修理、清掃用ステップ	有 有 有 有	無 無 無 無	マンホールふたに鍵 オーバーフロー、通気管の防虫網 オーバーフロー、通気管よりの汚染 フロートスイッチによる揚水	有 有 有 有	無 無 無 無
メーター	規格品 不圧でも検針できる ボックス内防水又は水はけ 給水管と同口径 水平に設置 伸縮バルブ(上流側) 取替に支障 高さ80cm以下 保温装置	適 可 有 適 適 有 有 適 有	否 否 無 否 否 無 無 否 無	集中検針(左欄以外に) 集中検針盤は1棟に1台 検針票用の受箱(郵便受箱等) 室号数の表示	有 有 有 有	無 無 無 無
給水管 (タンク以下)	給水管の保護 他の管との識別 クロスコネクション	有 有 有	無 無 無	伸縮付ボール止水栓・伸縮付甲型止水栓		

(あて先)
福岡市水道事業管理者

○太枠内をご記入ください

- 33 -

10 お問い合わせ先

【各戸検針のお申し込みなどのお問い合わせは】

営 業 所	所 在 地	電話番号	FAX番号
東 営業所	東区箱崎2丁目54-2	641-4875	632-3796
博多営業所	博多区博多駅前1丁目28-15	441-1491	482-6917
中央営業所	中央区白金1丁目17-1	521-6155	522-9157
南 営業所	南区塩原3丁目25-2	541-4131	561-9809
城南営業所	城南区烏飼6丁目1-1	831-1311	845-7596
早良営業所	早良区百道2丁目1-31	831-1221	845-7587
西 営業所	西区内浜1丁目4-18	882-1311	891-6978

◎営業所へのお電話は、一旦「お客さまセンター」で受け付けています。

【貯水槽の設置・改造・廃止届、施設基準等に関するお問い合わせは】

機 関 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
水道サービス公社給水審査課	中央区白金1丁目17-1	791-3280	521-4175

営業日 : 月曜日～金曜日

受付時間 : (窓口) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
(電話) 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

休業日 : 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

【貯水槽の維持管理・水質に関するお問い合わせは】

機 関 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
水道局保全部節水推進課	博多区博多駅前1丁目28-15	483-3141	436-7841

保健医療局保健所地域衛生部東衛生課	東区箱崎2丁目54-27	645-1112	645-1114
保健医療局保健所地域衛生部博多衛生課	博多区博多駅前2丁目8-1	419-1125	434-0007
保健医療局保健所地域衛生部中央衛生課	中央区舞鶴2丁目5-1	761-7351	761-8280
保健医療局保健所地域衛生部南衛生課	南区塩原3丁目25-3	559-5161	559-5159
保健医療局保健所地域衛生部城南衛生課	城南区烏飼5丁目2-25	831-4219	843-2662
保健医療局保健所地域衛生部早良衛生課	早良区百道1丁目18-18	851-6602	822-5733
保健医療局保健所地域衛生部西衛生課	西区内浜1丁目4-7	895-7094	891-9894